

1, 「利用定員」とは

「利用定員」とは、施設・事業所に支払われる給付費の基本単価等を決定する際に用いられる定員であり、利用定員が少ないほど給付費の基本単価等は高額になります。なお、利用定員は認可定員（施設・事業所の設置の際に認可される定員）の範囲内で定める必要がある。

【利用定員と認可定員の違い】

認可定員	教育・保育施設設置の際に認可された定員
	給付費算定の基礎となる定員
利用定員	* 年齢別でなく認定区分（1号・2号・3号）ごとに設定する
	* 基本的に少ない利用定員の方が子ども1人当たりの給付単価が高い

※ 「認可定員」と「利用定員」の設定が必要なのか？

- ⇒ 基本的には、認可定員と利用定員は一致させることが前提となります。
- しかしながら、地域によっては、認可定員と利用定員を一致させていては経営の実態に合わない低い水準の給付単価が適用されることになるため、利用定員を下げるといった取り扱いが考えられる。

2, 「利用定員」設定におけるこども施策審議会の位置づけ

「利用定員」は施設設置者からの申請に基づき、市が定めますが、設定に際してはこども施策審議会での意見徴収を行うことが子ども・子育て支援法に規定されている。

3, 利用定員設定の関する法令上の根拠

子ども・子育て支援法（抜粋）

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子供の保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

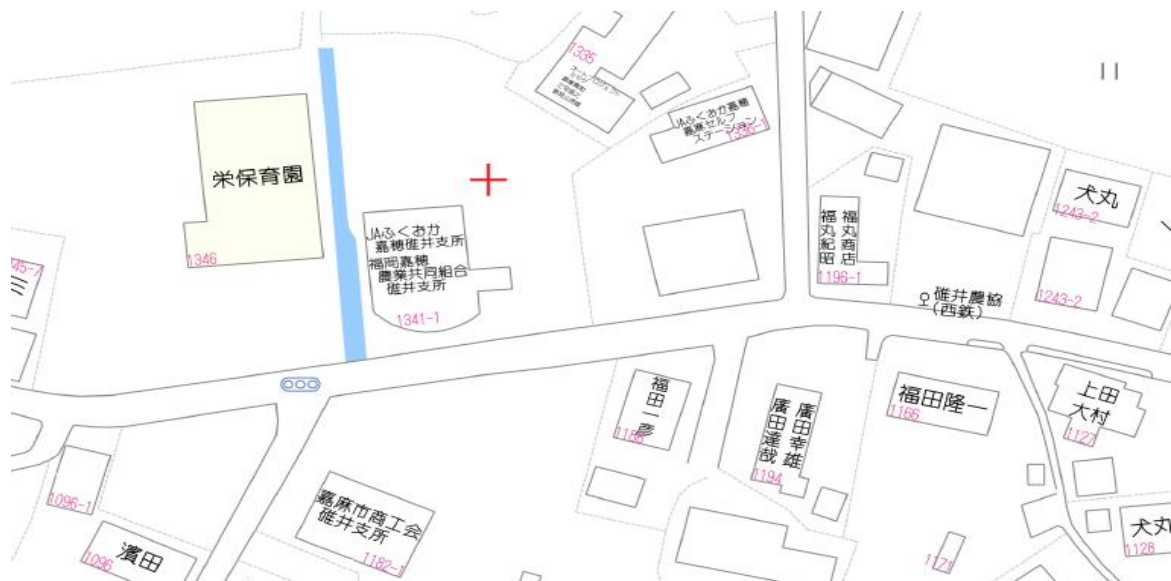
4, 令和7年4月1日 対象施設

○栄保育園

施設情報

	旧				新（令和7年4月1日以降）			
施設名	栄保育園				保育園型認定こども園 栄こども園			
所在地	嘉麻市上臼井1346				嘉麻市上臼井1346			
設置者	社会福祉法人 大橋福祉会				社会福祉法人 大橋福祉会			
代表者	理事長 溝口栄仙				理事長 溝口栄仙			
認可定員	70名				60名			
施設種別	保育所				認定こども園			
認可区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳児	1. 2歳児			0歳児	1. 2歳児
認可定員		40人	6人	24人	9人	33人	6人	12人
利用定員		34人	3人	13人	3人	32人	3人	12人

位置図



・栄保育園在園児推移 (4月1日現在市内園児)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和3年	6人	6人	13人	9人	9人	12人	55人
令和4年	1人	9人	6人	13人	8人	9人	46人
令和5年	1人	3人	8人	6人	13人	9人	40人
令和6年	3人	5人	3人	14人	9人	17人	51人

○碓井ひかり幼稚園

施設情報

	旧				新（令和7年4月1日以降）			
施設名	碓井ひかり幼稚園				碓井ひかり幼稚園			
所在地	嘉麻市飯田308-1				嘉麻市飯田308-1			
設置者	法人学校 吉積学園				法人学校 吉積学園			
代表者	理事長 吉積タツ子				理事長 吉積タツ子			
認可定員	80名				80名			
施設種別	幼稚園				幼稚園			
認可区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳児	1．2歳児			0歳児	1．2歳児
認可定員	80人				80人			
利用定員					15人			

位置図



・碓井ひかり幼稚園在園児推移（４月１日現在市内園児）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和3年				1人	3人	5人	9人
令和4年				4人	4人	4人	12人
令和5年				2人	5人	3人	10人
令和6年				1人	3人	5人	9人